

法学部・法学研究科

I	研究の水準	研究 3-2
II	質の向上度	研究 3-4

I 研究の水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

分析項目Ⅰ 研究活動の状況

〔判定〕 期待される水準にある

〔判断理由〕

観点1-1「研究活動の状況」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 平成22年度から平成26年度の研究業績の発表件数について、著書は合計289件、論文は合計721件、学会報告・講演は合計639件となっている。
- 第2期中期目標期間（平成22年度から平成27年度）の科学研究費助成事業の採択状況は、合計483件（約7億4,200万円）となっている。そのうち研究代表者としての採択件数は合計303件、直接経費の採択金額は合計約6億8,900万円となっている。
- 実務志向型教育・研究の充実を目的として設置している法政実務交流センターでは、プロジェクトに応じて非常勤講師や客員研究員を招へいし、関連諸機関・組織との連携の下で共同研究を組織的に推進する体制を整備している。

以上の状況等及び法学部・法学研究科の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

〔判定〕 期待される水準にある

〔判断理由〕

観点2-1「研究成果の状況」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 学術面では、特に公法学において卓越した研究成果がある。
- 卓越した研究業績として、公法学の「統治構造の憲法論」があり、日本公法学会機関紙において、憲法・行政法の領域で優れた業績として取り上げられている。
- 社会、経済、文化面では、特に政治学、刑事法学において卓越した研究成果がある。
- 卓越した研究業績として、政治学の「昭和天皇に関する研究」、「第一次世界大戦勃発時にドイツに在留していた日本人の抑留問題に関する研究」、刑事法学の「スポーツにおけるドーピングの対策について効果的な法制度のあり方を提言することを目的とした研究」がある。そのうち、「昭和天皇に関する研究」については、研究成果である著書が第15回司馬遼太郎賞を受賞している。

以上の状況等及び法学部・法学研究科の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

なお、法学部・法学研究科の専任教員数は 82 名、提出された研究業績数は 17 件となっている。

学術面では、提出された研究業績 16 件（延べ 32 件）について判定した結果、「SS」は 3 割、「S」は 7 割となっている。

社会、経済、文化面では、提出された研究業績 5 件（延べ 10 件）について判定した結果、「SS」は 7 割、「S」は 2 割となっている。

（※判定の延べ件数とは、1 件の研究業績に対して 2 名の評価者が判定した結果の件数の総和）

Ⅱ 質の向上度

1. 質の向上度

〔判定〕 質を維持している

〔判断理由〕

分析項目Ⅰ「研究活動の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- 第2期中期目標期間の科学研究費助成事業の採択件数は合計 483 件（約 7 億 4,200 万円）となっている。そのうち研究代表者としての採択件数は合計 303 件、直接経費の採択金額は合計約 6 億 8,900 万円となっている。

分析項目Ⅱ「研究成果の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- 卓越した研究業績として、公法学の「統治構造の憲法論」、政治学の「昭和天皇に関する研究」、「第一次世界大戦勃発時にドイツに在留していた日本人の抑留問題に関する研究」、刑事法学の「スポーツにおけるドーピングの対策について効果的な法制度のあり方を提言することを目的とした研究」がある。

これらに加え、第1期中期目標期間の現況分析における研究水準の結果も勘案し、総合的に判定した。